

氏 名	田 中 整 爾 た なか せい じ
学位の種類	法 学 博 士
学位記番号	論 法 博 第 43 号
学位授与の日付	昭 和 52 年 7 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	占 有 論 の 研 究

論文調査委員 (主査) 教授 奥田昌道 教授 磯村 哲 教授 林 良平

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、第1部「占有制度論」、第2部「占有解釈論」、第3部「占有をめぐる諸問題」の3部480ページから成る労作である。

第1部は、第1章「占有訴権の機能的变化と占有」、第2章「占有制度の根拠」、第3章「わが民法における占有の法的地位」から成る。この第1部において著者は、所有と占有とが分離する近代物権法体系の確立過程を、政治的・経済的・社会的諸関係の変遷の中で跡づけようと試み、ローマ法、ヨーロッパ中世法、近世及び近代のドイツ法を素材として、それぞれの時代の社会において所有と占有とがどのように結合または分離していたか、また、そのような法的処理をもたらした要因は何か、を追求している。第1章では、占有訴権によって保護される占有は、人の物に対する事実的支配状態と運命をともにするものであるか否か、占有の本権化・観念化が各時代・各社会においてどのように認められるかという視角から上記の課題に迫っている。著者は占有訴権の歴史的発展の分析を通じて、法の保護する占有は、必ずしも物の形式的な事実的支配状態とその時間的運命をともにするものではないことを明らかにしている。そしてこのことは、本権的性格をもった中世の占有、ドイツ固有法のゲヴェーレ、またこれら双方の影響をうけた18世紀前半までの占有については、主として社会地盤にもとづく要求から生ずるものであるが、所有権の絶対性・観念性が確立し、事実的物支配秩序と観念的物支配秩序の分離された社会においては、法技術的手段としてもたらされることがある、と述べている。

第2章では、占有制度の意義・機能、占有保護の根拠が検討される。著者は、占有制度の2側面、すなわち、占有が本権との関連性を遮断され、占有それ自体として独自に保護される側面と、本権に関係づけられて占有に法的効果が付与される側面とを明確に区別しつつ、しかもなお、この両者の有機的関連性を看過してはならないことを説く。第3章では、わが民法における占有の法的地位につき、現実的物支配（占有）と観念的物支配（所有）との関連性という見地から、実定法上の個別的制度を検討しつつ論じている。

第2部「占有解釈論」においては、第1部の歴史的・制度論的研究をふまえて、現行法上の占有に関する解釈論を展開する。第1章「客観説による解釈」は、占有における意思的要素をいかに理解し、かつ位置づけるべきかの問題を扱う。旧来わが民法上の占有の構成要素として、所持（物に対する事実的支配）のほかに、占有意思が必要であると解されてきた。これに対して著者は、ドイツ民法学における客観説にしたがい、所持に対する対立要素としての占有意思は必要ではなく、所持の中に具現しかつ吸収されている意思（所持意思）のみで十分であると解し、わが民法上の占有の諸規定をこの立場から検討して自説の正当性を論証している。第2章「民法185条の解釈」は、民法185条の意義及び同条と民法187条との関係の問題につき学説・判例を詳細に検討しつつ、客観説の立場からの解釈論を提示している。第3章「代理占有」は、代理占有に関する諸問題についての詳細な総合判例研究である。第2部における占有解釈論の根底にある著者の考え方は、「人の物に対するいかなる外部的状態が占有として保護されるかの基準を提供するものはそのときどきにおける社会地盤の上になりたつ社会観念であり、この社会観念が法によって支えられる」というものである。

第3部「占有をめぐる諸問題」は、不当利得法と占有権との関係を考察する。第1章「善意占有者の収益返還義務」は、民法189条の法意を探究し、同条が一般不当利得法に対する特則であることを明らかにし、その根拠並びに適用範囲を考察する。著者は同条の適用範囲を「契約によって媒介されない、本来所有者対占有者の関係のみしか存しない場合」に限定し、同条の趣旨は、「占有の財貨帰属機能というよりは法によってとくに認められた不当利得返還義務の免除と解し、無償取得者にはその適用をみない」と解している。

第2章「占有と不当利得」は、占有に財貨帰属ないし財貨割当の機能があるか否か、したがってまた、第三者により占有が侵害された場合に占有それ自体としての利益侵害があるのかどうか、事実としての占有はいかなる範囲で不当利得法上の保護に値するか、をドイツの諸学説の詳細な検討を通して追求している。本章は、民法解釈学上の最も複雑かつ困難な問題の1つとされる問題領域にさまざまな論点及び視角から迫ろうとするものである。

論文審査の結果の要旨

民法上の占有論は、民法解釈学上の最難問の1つにかぞえられている。本論文は占有制度を法史的並びに法解釈学的研究の両面から総合的に解明しようとした労作である。第1部は主として法史的観点からの研究であり、第2部は解釈学の立場からの占有論である。第2部で展開された客観説の立場からの解釈論は、わがくにでは著者によってはじめて総合的に構築されたものであり、現在では通説的地位を占めるに至っている。第3部の「善意占有者の収益返還義務」は、説得力をもってこの問題に対する著者の見解を提示したものであり、また、「占有と不当利得」は、この問題につきわがくにではじめて詳細に検討したものである。

本論文は、占有論に関する最も詳細かつ包括的な総合的研究であり、わがくにの占有論研究の到達水準を示すものといえる。

よって、本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。